

令和4年第4回岐阜県議会定例会における審議結果について

1 会期

令和4年9月15日（木）～10月6日（木）（22日間）

2 審議結果

次の議案が9月15日に提出され、教育警察委員会に付託された。

○議第91号

令和4年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正中教育警察委員会関係及び繰越明許費中教育警察委員会関係

※10月3日の教育警察委員会での審議を経て、10月6日本会議で可決された。

3 一般質問・議案に対する質疑の状況

月 日	議員名	質 問 事 項
9月28日	伊藤 秀光 （自 民）	○未来を担う人づくりについて ・教員の資質向上に向けた取組みについて ・「未来を創る学び」を実現するための取組みについて
	渡辺 嘉山 （県 民）	○県立高校の定員割れへの対応について ○県立高校の特別教室へのエアコン設置について ○PTA等との連携・協働による学校運営の推進について
9月29日	恩田 佳幸 （自 民）	○犯罪等の連続発生の防止について ・教育委員会における犯罪等の連続発生防止の体制づくりと取組みについて
	小川 祐輝 （自 民）	○持続可能なふるさと教育の推進について
	松岡 正人 （自 民）	○金融教育の現状と課題について

	長屋 光征 (自 民)	<p>○デジタル人材育成のための取組みの推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高校生に対するA I 活用講座等の周知方法について ・ A I の要素を取り入れたスーパーハイスクールセッションの実施について
	松村多美夫 (無所属)	<p>○部活動の地域移行に向けた環境整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度に向けた今後のスケジュールについて ・ 指導者の人材確保に向けた進捗状況について ・ 運営主体との関わり方について ・ 過疎地域など生徒が少ない中学校における対応について <p>○G I G A スクール構想の現状と課題及びそれを踏まえた今後の進め方について</p> <p>○教員免許更新制廃止に伴う教員への影響と今後の対応について</p> <p>○教職員の精神疾患による休職者の状況と今後の対応策について</p>
9月30日	平野 祐也 (自 民)	<p>○学校教育現場における外国人児童生徒に対する多言語化対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者とのやり取りの現状と課題について ・ I T 等を活用した教育現場負担の軽減策の研究、共有、市町村支援について
	広瀬 修 (自 民)	<p>○教職員の働き方改革について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変形労働時間制の導入について ・ 年次休暇の取得促進について

質問 伊藤（秀）議員（自民・大垣市） 9月28日（水）

○未来を担う人づくりについて

・教員の資質向上に向けた取組みについて

答弁 教育長

教員免許更新制が廃止され、各教員は各々の研修履歴に基づき、校長との面談を経て、真に必要な研修をそれぞれのキャリアに応じて受けることができる研修制度が始まることとなりました。

県教育委員会では、国のこうした改革の方向性を先取りし、昨年度中に、大学教授、弁護士等から成る協議会において、従来の学習指導と生徒指導等の観点に、特別な配慮や支援の観点と、これらを効果的に行うためのICTの利活用の観点を加え、新しい教員育成指標を策定いたしました。

今年度からは、この新しい指標に基づいた研修を開始しており、実施に当たっては、集合型とオンライン型を適正に組み合わせるとともに、出張を伴う研修の際には、教員が気兼ねなく研修に参加できるよう各学校に応じた配慮を求めています。

また、校内においては、既存の会議を研修の場に活用したり、職員室内の配置を工夫したりするなど、日々互いに学び合うことができるような環境づくりを進めてまいります。

○未来を担う人づくりについて

・「未来を創る学び」を実現するための取組みについて

答弁 教育長

本県では、令和元年度からICT環境整備と、これを活用した授業改善に取り組む中、探究的な学びの深化に向けて「新しい価値を創造する力」を身に付ける学びの模索が課題となりました。このため、昨年、日本マイクロソフト社や慶應義塾大学と協定を締結し、2カ年に亘って共同研究を進め、指導教員の育成に努めているところです。

研究では、自ら志望した教員が、学校種、教科の垣根を超えてグループを編成し、生徒の主体性・自己肯定感の育み方や、知的好奇心をかき立てられる「わくわく」する授業など、8つのテーマについて取り組みました。その結果、グループ探究を通じた、分析・考察の深化や、主体的・協働的な学びの有用性を認識できる人材が育成されており、指導を受けた鈴木寛教授からも、学校現場に軸足を置いた実証的で質の高い研究、と高評価を頂いております。

協定は今年度末で完了の予定ですが、来年度以降はこの共同研究を行った61名の教員が中心となり、各学校において自ら得た知見を実践することで、教員全体の資質向上に努めてまいります。

質問 渡辺議員（県民・岐阜市） 9月28日（水）

○県立高校の定員割れへの対応について

答弁 教育長

昨年度末に実施した県立高校入試の第1次選抜試験において、倍率が1倍以上であった全日制高校は、岐阜地区にある普通科単独校7校を含め全県で29校、逆に、1倍未満の高校は32校でした。また、近年は、専門高校の定員割れが若干増加傾向にあります。

これまでも、こうした状況に対応するため、例えば、小規模化が進む高校では、地域の県議会議員の先生方や市町村長、さらには産業界の代表者等が参画する協議会を設置して、地域の特性を学校の活性化に生かす様々な方策について議論、取り組むことで、魅力ある高校づくりを進めてきたところです。

県教育委員会としましては、中学校卒業予定者の減少や、中学生の進路希望、さらには地域の人材育成要望、高校卒業後の進路動向など、様々な要素をきめ細かに分析検討したうえで入学定員を今後も設定するとともに、各学校が開催する高校見学会や紹介動画、パンフレットなどを通じ、各学校の特色を中学生に伝える努力を継続してまいります。

○県立高校の特別教室へのエアコン設置について

答弁 教育長

県立高校のエアコンについては、平成30年度以前はPTAにより設置され電気代も負担されていましたが、平成31年4月以降、全てのエアコンを電気代も含め県費で維持管理しております。

また、令和元年度から2カ年をかけて、エアコン未設置の全ての普通教室と、他に代替りの教室がなく夏場の使用が必須となる特別教室にエアコンを設置いたしました。加えて、令和3年度以降は老朽化したエアコンの更新も計画的に進めているところです。

この結果、現在の設置率は、普通教室においては100%、特別教室は約60%となっております。

県教育委員会としましては、夏場の未設置特別教室の稼働率や、設置済の教室で代替して授業を行うことで生じる制約、さらには問題を整理しつつ、現在ほぼ全ての教室に設置してある老朽化が進む石油ファンヒーター等の暖房機器の更新の視点も含め、冷暖房設備のエアコンへの一元化についても今後、検討してまいります。

答弁 教育長

特別教室のエアコン設置につきましては、各学校の特別教室の使用状況を丁寧に学校から聴取して、優先すべき特別教室に設置した結果、現在60%になっているところです。普通教室に比べ特別教室の稼働率は非常に低いために、現在、こうした状況になっております。

では、今後どうするかということですが、答弁の後半で申し上げたように、今、ほぼ全ての教室に石油ファンヒーターが主ですが暖房設備が入っております。これがおよそ30年を経過しております。脱炭素の問題もございますので、今後、これらの更新を総合的に考えていく必要があると県教育委員会としては考えております。今入っているファンヒーターの代替としてエアコンを冷暖房完備のものとして取り替えていくことを、今後、じっくりと考えていきたいと思っております。

今後、いつまでにとすることはこの場でお約束することは出来ませんが、検討を進めてまいります。

OPTA等との連携・協働による学校運営の推進について

答弁 教育長

議員ご指摘の学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールの本県における設置状況は、県立学校では100%、小・中学校では79.3%となっており、全国的にみてもかなり進んでおります。

また、全ての協議会においては、保護者の方が必ず参画しており、その代表としてPTA会長などがメンバーに入っております。PTAの方々には、学校と地域、家庭を結ぶ重要な委員として、自治会役員など地域の方々と共に、よりよい学校運営について意見をいただいているところです。

設置済みの学校では、例えば、小中学校合同の「災害発生時の保護者への引き渡し訓練」について、学校はもとよりPTAや地域の交通安全協会等が組織を挙げて連携し実現させた学校もあります。

県教育委員会としましては、まず未設置市町村に対し国支援策を活用した設置を働きかけるとともに、PTAと地域、学校が協力して学校の運営を進める好事例を集め、市町村と情報共有を図り、取組みが今後も一層充実したものになるよう努めてまいります。

質問 恩田議員（自民・山県市） 9月29日（木）

○犯罪等の連続発生防止について

・教育委員会における犯罪等の連続発生防止の体制づくりと取組みについて

答弁 教育長

現在、警察から県教育委員会に提供された不審者情報については、該当する県立学校及び小中学校に周知いたします。また、児童生徒や地域から学校等に提供された不審者情報は、県教育委員会にも報告があり、必要に応じて近隣の市町村教育委員会に情報提供しております。

一方で、不審者情報を周知する学校の範囲や情報は、それぞれの教育委員会で決めており、統一されておりました。

このため、この事案を踏まえ、児童生徒の安全安心な生活を送る上で極めて重要な情報である、命にかかわる事案や性犯罪事案、連続性のある不審者情報については、警察と可能な限り情報共有をした上で、校種や地区を区別することなく、近隣の県立学校及び市町村教育委員会に対して、迅速かつ的確に情報提供することを、改めて警察、県教育委員会と市町村教育委員会で確認をしたところです。

今後、不審者情報の提供について、緊急メール等も活用し、速やかに学校や保護者及び児童生徒に不審者情報が周知される体制を整えてまいります。

質問 小川（祐）議員（自民・瑞浪市） 9月29日（木）

○持続可能なふるさと教育の推進について

答弁 教育長

現在、全ての県立高校では、「ふるさと岐阜」を題材に、各学校の特性に応じた多様な探究的な学びを展開しております。

例えば、恵那南高校では、地元の和菓子企業および恵那市と連携し、栗を用いた6次産業学習に取り組んだり、吉城高校では、飛騨市と連携して観光や福祉、防災をテーマに地域活動へ参画をしております。また、関有知高校では、地域の商店街と連携した探究活動のため、活動を支援する講師に謝金を出したり、地元NPO法人に企画の一部を委託するなど、各学校で工夫しながら実施しているところです。

一方、今後も、学びの質をさらに高め、継続していくために、これまでの取組みの方法について検証していく必要があります。

このため、連携相手との調整業務や報酬のあり方など、学校ごとに抱える課題を検討・解決するために、新たに開催する各学校の担当者が集まる連絡協議会や、地域住民が参画する学校運営協議会等において、持続可能な連携のあり方について意見をいただくことで、ふるさと教育の質のさらなる改善を図ってまいります。

質問 松岡議員（自民・各務原市） 9月29日（木）

○金融教育の現状と課題について

答弁 教育長

今年度より始まった新学習指導要領による金融教育は、現在、家庭科や公民の授業などを中心に、金融商品やトラブルの実例など具体的に紹介しながら、行われているところです。

また、約6割の県立高校では、外部講師による授業等を計画しており、地元金融機関職員を招いたお金の管理、貯蓄、資産運用等を学ぶ出前授業や、大学教授を招聘した特別講義、県関係部局とも連携した弁護士による消費者教育セミナー等を順次、実施しております。

生徒からは、計画的なお金の使い方や先々のリスクを考える必要性等、実社会に即した金融知識の習得に必要な手応えを感じている様子が見え、株式や投資信託、保険等を学びながら、自らのライフプランを深く考える機会につなげていく事が重要であると考えております。

今後も、関係部局や金融機関・企業と連携し、時々刻々と変化する社会の状況を反映した法律や金融の専門家による授業等を実施するとともに、研修等を通じて教員の指導力向上に努め、金融教育の更なる充実を図ってまいります。

質問 長屋議員（自民・岐阜市） 9月29日（木）

○デジタル人材育成のための取組みの推進について
・高校生に対するAI活用講座等の周知方法について

答弁 教育長

議員ご紹介の、ソフトピアジャパンで開催された学生向けの講座においては、過去10年間を見ると、参加した公立高校の延べ87校のうち、多くは専門高校であり、普通科高校は延べ4校に限られておりました。

デジタル人材の育成が社会的な課題となる中、高校においては、全ての生徒が「情報」の授業でデータやプログラミングを活用しながら課題解決型の学習に取り組んでおりますが、データやAIを活用する学びは、普通科高校の生徒にとっても、例えば理工系大学進学後における先端的な教育等にもつながるなど、価値があると考えております。

このため、まず今年度は、AI技術活用を学べる本講座に普通科高校の教員が参加し、その効果を実感するとともに、参加した生徒達の成果、感想も把握した上で、今後は、普通科の生徒に幅広く周知、声掛けすることで、学科を問わず多くの生徒がこうした講座に参加するよう、取り組んでまいります。

○デジタル人材育成のための取組みの推進について

・ A I の要素を取り入れたスーパーハイスクールセッションの実施について

答弁 教育長

スーパー・ハイスクール・セッションでは、平成27年の開始以来8年間にわたり、校種や地区の異なる高校生が一堂に集い、「鮎を活かした地域活性化策」や「カーボンニュートラル」等をテーマに、協働して地域の課題解決を図る学習を展開してまいりました。

その結果、これまでに参加した生徒達にあっては、地域の一員として課題解決への意欲を持ち、多様な考えや価値観を受け入れ、解決に向けた実践力を身に付けるなどの成果がありました。

今後、県教育委員会としましては、先に述べた講座受講も活用しつつ、スーパー・ハイスクール・セッションを含む課題解決学習に、A I の技術の活用によるアプローチを取り入れることを検討し、将来の地域の担い手となるデジタル人材の育成に努めてまいりたいと思います。

質問 松村議員（無所属・本巢市）9月29日（木）

○部活動の地域移行に向けた環境整備について

・ 令和5年度のに向けた今後のスケジュールについて

答弁 教育長

国は、令和5年度から3か年を改革集中期間と位置付け、令和7年度末までには休日の部活動を地域に移行する方針を示しております。

このため、現在、全ての県内市町村で地域移行に係る会議を立ち上げ、対応方針の策定に向け、検討を進めております。

県教育委員会では、市町村や関係団体を構成員とする検討会を5回にわたり主催し、各市町村で顕在化した疑問点や課題について、先進事例を共有し、対応策を議論することで、各市町村の対応方針の策定を支援しているところです。

この方針は、今年度末までには定めることとしており、運営主体の体制が整った学校から、段階的に移行をしてまいります。

○部活動の地域移行に向けた環境整備について

・指導者の人材確保に向けた進捗状況について

答弁 教育長

今年7月の調査によると、現在、外部指導者は約1860名、さらに移行後も土日の指導を希望する教員は約470名います。

一方、指導者の活動地区や種目に偏りがあることや、一人での指導に不安を覚えるといった声もあるため、今後も関係団体の協力を仰ぎながら、教員やスポーツ少年団のOB、コーチングを学ぶ大学生等も含め、人材の掘り起こしが必要と考えております。

また、今年度から指導力向上のために始めた研修会には370名が参加しておりますが、今後も引き続き指導者育成に向けた取組みを進めてまいります。加えて、市町村の指導者探しに資する指導者バンクについても、設置を検討してまいります。

○部活動の地域移行に向けた環境整備について

・運営主体との関わり方について

答弁 教育長

先の調査によると、移行後の運営予定主体は保護者が40%、総合型地域クラブが18%、複数運営主体が17%、その他は9%と様々です。また、保護者会主体となるケースについては、議員ご紹介のとおり、代表者が毎年変わること、重大事故発生時や活動当番など保護者の負担増加を心配する声も寄せられております。

このため、県教育委員会としましては、県はもとより市町村にも地域移行に伴う困りごと等に対応する相談窓口の検討を依頼するとともに、国制度も活用した指導者等への支援を検討してまいります。

併せて、今年度末までに、移行の手順や運営手法、支援策等をまとめたガイドラインも作成し、円滑な移行を支援してまいります。

○部活動の地域移行に向けた環境整備について

・過疎地域など生徒が少ない中学校における対応について

答弁 教育長

近年、生徒が集まらず複数校でチーム編成を行う部活動は増加しており、特に平成29年以降、急速に増加している状況です。例えば、今年の県中体連夏季大会においては、参加した約800チームのうち、97チームが複数校合同での参加となっております。

一方、こうした複数校での活動は、合同練習のための移動距離が長くなることや、平日は各学校だけの練習になる等の制約が生じがちですが、送迎バスの運行や、各学校の顧問及びコーチの指導方針の統一など、工夫を凝らして円滑に活動しているチームもあります。

県教育委員会としましては、こうした好事例をガイドラインに盛り込むとともに、合同チームの設置を市町村内に留まらず、自治体間を越える合同チームの設置に向けた調整を主導することで、過疎地域や小規模中学校等の生徒たちの活動の場が保障されるように努めてまいります。

○GIGAスクール構想の現状と課題及びそれを踏まえた今後の進め方について

答弁 教育長

本県ではコロナ禍における学びの保障という視点から、GIGAスクール構想による整備を加速させ、今年8月に、全ての公立学校のネットワーク環境と一人一台端末の整備を完了したところです。

現在この環境を生かし、例えば、小学生と中学生がそれぞれの学校にいながら、オンラインによる共通のテーマで議論したり、高校生が美術館の学芸員から作品の鑑賞方法をオンラインで学ぶなど、学校の枠を越え、個々の課題や興味関心に応じた新しい学習も行われております。

一方、昨年度国が実施した調査によると、ICTを活用して指導できると答えた本県教員は約8割に止まり、完備された環境を全ての教員が活用できることが喫緊の課題となっております。加えて、端末の更新も、今後避けられない大きな課題になると認識しております。

そのため、今年度から、学校にいながらICTの基礎を学ぶオンライン講座を開催し、指導力の向上を図るとともに、国の動向も注視しつつ、端末の更新のあり方についても検討してまいります。

○教員免許更新制廃止に伴う教員への影響と今後の対応について

答弁 教育長

まず更新制の廃止に伴う効果としましては、受講料を支払って休日等に講習を受ける必要がなくなり、時間的、経済的な教員の負担が軽減されております。また、免許の失効がなくなり、教壇に立つことができる人の増加も期待できます。一方、10年に一度とは言え、全ての教員が受講していた研修の機会がなくなるということも問題となっております。

このため、今後、教員は、これまでの研修履歴を踏まえた上で、校長との面談を通して自分に必要な力を明らかにし、その力を主体的、協働的に身に付けていくことが必要となります。このような姿は、現在、まさに児童生徒に求めているものであり、それを教員が自ら実践することでもあります。

県教育委員会としましては、教員に採用されてから退職される時まで、経験年数や職務に応じて、効果的な時期に適切な研修ができるよう研修の充実を図るとともに、研修時間の工夫やオンラインの活用等により、地理的、時間的な制約を超えて、多様な学びが日常的に行えるよう取り組んでまいります。

○教職員の精神疾患による休職者の状況と今後の対応策について

答弁 教育長

精神疾患を理由に休職している本県教職員の数は、近年、80人前後で推移しております。直近令和3年度は85人で、教職員全体に占める割合は0.56%と、比率は全国とほぼ同水準となっております。内訳をみると特定の年齢層や校種に偏りもないことから、誰でも起こりうる疾患として対応する必要があると認識しております。

精神疾患の発症原因は様々ですが、ストレスや悩みを抱える教職員が、早期に不調に気づいて、気軽に相談できる、適切なサポートが受けられることが最も大切だと考えております。

このため県教育委員会では、今年度疲労ストレス測定機器を導入し、客観的に自らのストレス状態を把握することで、自覚症状がない段階からの対応を促しており、来年度以降もさらなる充実を図ることとしております。

今後も、こうした取り組みを通して、メンタル不調の未然防止、早期発見、早期対応を図るとともに、教職員の個別の事情に応じて丁寧に対応してまいります。

質問 平野（祐）議員（自民・各務原市） 9月30日（金）

○学校教育現場における外国人児童生徒に対する多言語化対応について
・保護者とのやり取りの現状と課題について

答弁 教育長

日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援については、現在、県教育委員会において、ポルトガル語、タガログ語、中国語に対応した適応指導員を各教育事務所に配置し、支援を要する学校へ随時派遣しております。

外国人児童生徒が多く住む地域では、市町村が独自に通訳支援員を配置しておりますが、これまで支援を行ってきた言語に加え、ベトナム語や先ほどご紹介にあったパキスタンのウルドゥー語など、少数ながらも、支援が必要な新たな言語も増えており、その対応も課題となっております。

また、支援にあたっては、一人一人の状況に対応するため、児童生徒や保護者との直接的な関わりを大切にしておりますが、連絡文書等の翻訳に多くの時間を費やす現状も承知しております。

特に昨今は、生徒指導上の問題やコロナ対応のため、学校から保護者へ速やかな連絡が必要となるケースや、勤務時間外に保護者から指導員に直接相談が入るケースなど、指導員が学校に常駐していないと対応が困難な課題が顕在化しております。

○学校教育現場における外国人児童生徒に対する多言語化対応について
・IT等を活用した教育現場負担の軽減策の研究、共有、市町村支援について

答弁 教育長

学校現場における多言語化対応の一助とするため、県教育委員会及び市町村においては、現在、74言語に対応する多言語翻訳機器を教育事務所等に配備し、適応指導員が対応できない場合などに活用しております。

加えて、多くの学校では、スマートフォン翻訳アプリ等も活用しておりますが、これらは相互の意図が互いに正確に伝わっているかどうか確認しづらい、という声も聞かれております。

他方、ICT機器による翻訳機能の技術開発は日進月歩であり、複雑化・多様化する学校現場の課題解決に大いに資することが期待されております。

今後、県教育委員会としましては、最新技術の情報や先端的に取り組む学校の状況を県内に限らず幅広く調査、把握し、市町村と共有するとともに、県関係部局とも連携して、有効なICT機器の教育現場への導入に向けて支援してまいります。

質問 広瀬議員（自民・岐阜市） 9月30日（金）

○教職員の働き方改革について
・変形労働時間制の導入について

答弁 教育長

本県では、働き方改革プランに基づき、教職員の働き方改革を進めておりますが、令和3年度から開始された、公立学校の教職員に対する1年単位の変形労働時間制については、令和2年度の検討開始当初から「検討する」としており、導入には至っておりません。

令和2年12月に、県内の市町村教育委員会及び県立学校長に対して意向調査を実施しましたが、導入に前向きな意見は少数であったことから見送ったところです。また、各都道府県の状況については、今年度までに11道県が条例を整備済み、10都府県は今後整備予定、1県は予定なし、残る25府県は検討中と把握しておりますが、その後の状況を聞き取るなど、動向把握に努めております。

令和2年の意向調査は、市町村教育委員会及び県立学校の学校長による回答であったため、今後、改めて個々の教職員の意向を調査し、その結果や意見、導入済みの道県での本制度の活用状況などを詳しく分析し、変形労働時間制を導入するか否かについて、県教育委員会としての考え方を整理してまいります。

○教職員の働き方改革について
・年次休暇の取得促進について

答弁 教育長

本県公立学校の、令和3年の年次休暇取得日数は、平均15.3日となっております。一方、取得日数が5日未満の教職員は、県立学校だけでも249人、全体の約6%に上ることから、こうした教職員が、より少なくなるよう、取り組みを進めていく必要があると考えております。

年次休暇の取得期間につきましては、現在、本県を含め、1月から12月までの年単位が主流となっておりますが、7月下旬から8月に長期の休業日のある学校に勤務する教職員について検討することは、意味があるものと考えます。

このため、県教育委員会としましては、先の答弁で申し上げた調査において、年次休暇の取得期間につきましても、各教職員の意向を確認した上で年次休暇の取得期間について検討し、学校の教職員にとって、より年次休暇を取得しやすい環境となるよう取り組んでまいります。